

議案第 6 7 号

日出町心身障害者福祉年金条例の一部改正について

日出町心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例

日出町心身障害者福祉年金条例（昭和 4 8 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町障害者福祉年金条例

第 1 条中「日出町に住む心身障害者」を「、障害者」に、「年金を給付し不自由な社会生活の中で自立更生を助長し、もって心身障害者の福祉増進」を「障害者福祉年金（以下「福祉年金」という。）を支給することにより、その福祉の増進」に改める。

第 2 条の見出しを「(受給資格者)」に改め、同条中「この年金」を「福祉年金」に、「日出町に 1 年以上居住し」を「本町の住民基本台帳に 1 年以上記録されており」に、「他に障害による」を「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 3 5 条第 3 項に定める年金その他障害を支給事由とする」に、「者で次に掲げるもの」を「障害者」に改め、同条各号を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の「障害者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までに該当する障害を有するもの
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度を「A」と判定されたもの又はこれと同程度の障害があると判定されたもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、受給資格者としな
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者
 - (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定により福祉手当を受給する者

第3条の見出しを「(福祉年金の額等)」に改め、同条第1項中「年金」を「福祉年金」に、「6,000円」を「1万2,000円」に改め、同項ただし書中「給付期間」を「支給期間」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「この年金」を「福祉年金」に、「給付する」を「町長の認定を受けた受給資格者に支給する」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条を次のように改める。

(認定)

第4条 受給資格を満たす者が福祉年金を受給しようとするときは、町長に対し受給資格の認定を申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、町長はこれを審査し、受給資格を認定するも

のとする。

第6条中「ものを除く」を「ものの」に、「規則」を「規則」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「年金の給付を受けるもの」を「福祉年金の支給を受ける者」に、「年金の給付を受ける資格」を「福祉年金の受給資格」に改め、同条第3号中「町長において年金」を「町長が福祉年金」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「他市町村に」を削り、「他の市町村」を「町外」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第2条に定める受給資格を満たさなくなったとき。

第5条に次の1項を加える。

2 受給資格者（相続人を含む。）は、受給資格を喪失したときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（支給の制限）

第5条 福祉年金は、受給資格者が手当を支払う月の前月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課される者である場合には、支給しない。

（現況の届出）

第6条 受給資格者は、規則で定めるところにより、毎年町長に対し、次の事項を届け出なければならない。

(1) 受給資格者の市町村民税課税状況

(2) その他町長が定める事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第

5 項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日出町障害者福祉年金条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた障害者福祉年金について適用し、この条例による改正前の日出町心身障害者福祉年金条例の規定による同日前に支給すべき事由が生じた年金（以下「旧年金」という。）については、なお従前の例による。

(受給資格の喪失の特例)

- 3 旧年金の支給を受けていた者で、新条例第 2 条の受給資格に該当するものは、令和 5 年 2 月末日までに新条例第 4 条の規定により受給資格の認定を受けなければ、受給資格を失うものとする。

(準備行為)

- 4 前項に規定する者は、施行日前においても、新条例第 4 条第 1 項の規定の例により、受給資格の認定の申請をすることができる。
- 5 町長は、前項の規定による認定の申請があった場合には、施行日前においても、新条例第 4 条第 2 項の規定の例により、受給資格の認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた者は、施行日において、受給資格の認定を受けたものとみなす。

理 由

年金の名称並びに受給資格及び額を改めるため、条例を改正したいので提出する。